

一般社団法人 沖縄県不動産流通機構諸規程

一般社団法人 沖縄県不動産流通機構(以下「本流通機構」という)は、定款第3条、第4条の運営を円滑にする為、定款第47条の規程により諸規程を定める。

(目的)

第1条 本流通機構は、沖縄県における不動産取引に関する情報を正確かつ迅速に収集及び提供すること等により、不動産流通の適正化及び円滑化を推進し、もって依頼者の利益の保護と不動産流通の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 定款第4条に規程する事業の実施については、理事会の決議を経て行なう。

(会員)

第3条 本会の会員とは、公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会会員で、本会の会費を納めた者とする。

2 会員外とは、前項の会員以外の公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会会員とする。

(会費等)

第4条 会員の負担金は次の各号とする。

会員種別/費目	年会費	直接登録料	代行登録料
会員	24,000 円	無料(登録数無制限)	1,000 円 (1 件)
会員外	無し	不可	5,000 円 (1 件)

- (1) 年度途中の入会者は月割による会費を前納しなければならない。
 - (2) 会員は年会費 24,000 円を期限内 (6 月 30 日) までに納入しなければならない。
 - (3) 会員が登録する場合は自己登録とし、登録料は無料とする。又、登録件数は無制限とする。
 - (4) 会員外が代行登録する場合は 1 件につき、5,000 円の登録料金を納めなければならない。
- 2 納入された会費等は、いかなる場合も返還しないものとする。
 - 3 会費の支払いが遅れた場合は情報の提供を停止する。

(登録)

第5条 本流通機構は会員及び会員外からの代行登録の依頼を受けたときは、遅滞なく公益社団法人 西日本不動産流通機構(以下「指定流通機構」という)に登録をしなければならない。

- 2 会員及び会員外が指定流通機構に登録し、提供する情報は個人情報の取り扱いに関し書面にて同意を得た物件を登録するものとする。

(登録情報の種類)

第6条 本流通機構が登録及び提供する情報の種類は、次の各号とする。

- (1) 会員及び会員外が媒介の依頼を受けた物件の情報（物件の写真、地図、間取図等を含む。以下同じ）
- (2) 会員及び会員外自身が売主及び買主となる物件情報。
- (3) 会員及び会員外が販売代理となる物件の情報。
- (4) 会員及び会員外が登録した賃貸物件情報。
- (5) 前各号の物件に係る成約情報。
- (6) 統計情報。

(情報の登録)

第7条 会員及び会員外は指定流通機構に前条の情報を登録することができる。

- 2 前項の登録は、機構所定の様式と方法により行わなければならない。
- 3 会員及び会員外は、情報を登録するに当たり売却依頼者への確認、権利関係及び設備等の調査確認、その他必要な調査を事前に行なうとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」を遵守しなければならない。

(物件登録の要件)

第8条 会員及び会員外は指定流通機構に情報を登録する場合は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 書面による媒介契約を締結し、媒介契約記載事項と情報事項が合致していること。
- (2) 登録しようとする情報の調査を行い、登録事項が適正かつ適法であること。

(成約登録義務)

第9条 会員及び会員外は、登録した情報が成約に至ったときは、3日（休業日を除く）以内に、所定の様式により指定流通機構に自ら成約情報を登録しなければならない。

(登録情報の提供)

第10条 本流通機構は登録された情報をもとに統計資料を作成し、会員及び会員外に公開することができる。

(登録済証の送付)

第11条 本流通機構は、会員及び会員外からの代行登録依頼を受けた時は、機構発行の登録済証を会員及び会員外に送付し、会員及び会員外は依頼者へ送付する義務を負うものとする。

(本流通機構の稼働日)

第12条 本流通機構が、情報の登録及び提供等の業務を行なう日及び時間は、月曜日から金曜日（公休日・総会・年末年始・地方祭を除く）の9時から17時までとする。

(広告掲載、宣伝広告等の承諾)

第13条 本流通機構により知った情報の客付業者が広告掲載、宣伝広告等を行なおうとする場合は元付業者から書面による承諾を得なければならない。

2 会員間取引規程第3条第1項1号に定める元付業者からの承諾の必要な物件情報の広告掲載、宣伝広告等は次の各号のものをいう。

- (1) 新聞掲載、チラシ印刷物、物件情報誌、マス媒体、インターネット等、不特定多数に対する広告。
- (2) 会員及び会員外の発行するサークル誌、企業誌、DM等、特定者に対する広告。
- (3) 事務所以外の場所への物件情報の掲示。
- (4) 催事等の開催場所への物件情報の掲示。
- (5) 物件の売り出し場所への掲示及びそれに伴う宣伝広告。

(会員の遵守事項)

第14条 会員及び会員外は、次の各号に定める規程等を遵守しなければならない。

- (1) 倫理規程
- (2) 物件登録・情報検索規程
- (3) 会員間取引規程
- (4) その他本流通機構が定める事項

(違反者の処分)

第15条 この規程及び宅地建物取引業法に違反する者は、別に定める処分規程による処罰を適用するものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この諸規程は、平成24年5月14日から施行する。
2. 平成24年12月11日一部改正同日施行。
3. 平成28年8月12日一部改正同日施行。
4. 平成29年12月11日開催の理事会で一部改正同日施行。
5. 令和8年3月9日開催の理事会で一部改正同日施工。